

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 30 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人附属学校担当課 御中
各公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の主管部課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

授業時数特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続について

学校教育法施行規則第55条の2の規定等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成し実施することができる学校（以下「授業時数特例校」という。）の新規指定、変更又は廃止に係る申請を、別紙のとおり受け付けますので、授業時数特例校の新規指定等を希望する学校がある場合には、申請書の提出をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の主管部課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知されるようお願いします。

（添付書類）

1. 別紙 授業時数特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について
2. 別添 都道府県・指定都市番号一覧
3. （参考）授業時数特例校関係法令
4. （参考）授業時数特例校制度実施要項（令和3年7月30日大臣決定）

5. 【様式 1 (本体・別紙)】授業時数特例校指定申請書
6. 【様式 2 (本体・別紙)】授業時数特例校指定変更申請書
7. 【様式 3 (本体・別紙)】授業時数特例校指定廃止申請書
8. (記載例) 【様式 1 (本体・別紙)】授業時数特例校指定申請書

本件担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係
電話 03-5253-4111 (内線2368)
E-mail kyokyo@mext.go.jp

授業時数特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について

1 申請に当たって

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、管理機関及び学校で関係法令や実施要項を踏まえ、管理機関及び学校において要件等を満たしていることを確認した上で、充実する学習内容、教科ごとの授業時数の配分を決め、様式1又は様式2に入力し、エラーが表示されないことを確認しておくこと。

2 申請に先立つ保護者や地域住民その他の関係者への説明について

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとすること。詳細については、「教育課程特例校実施要項の改正及び授業時数特例校実施要項の決定等について(通知)」(文科初第772号令和3年7月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知、以下「特例校通知」という。)別紙2の3(3)を参照すること。

3 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類

新規指定申請の場合：【様式1(本体・別紙)】授業時数特例校指定申請書

指定変更申請の場合：【様式2(本体・別紙)】授業時数特例校指定変更申請書

指定廃止申請の場合：【様式3(本体・別紙)】授業時数特例校指定廃止申請書

申請書のファイル形式については、PDFファイル(.pdf)及びExcelファイル(.xlsx)の両方を提出すること。

(2) 提出期間：通年

令和4年度から特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合は、原則として令和3年12月31日までに提出すること。

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

(E-mail) kyokyo@mext.go.jp

(4) 提出方法：電子メール

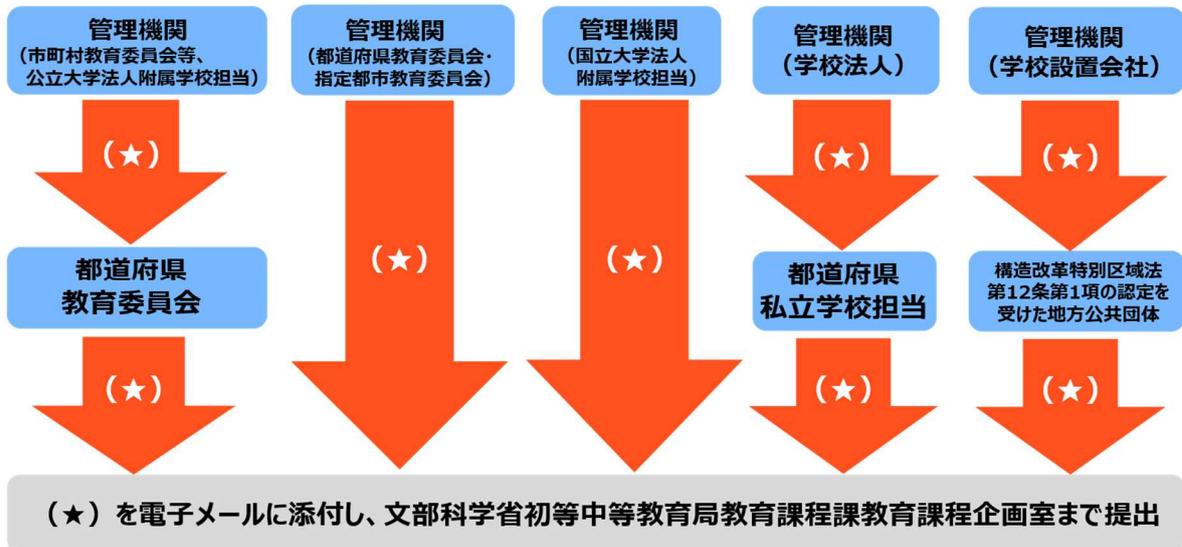
(5) 提出までの流れ

各学校の管理機関(設置者)が、原則として申請を行う学校ごとに、(1)の提出書類を作成する。

都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は、域内の各管理機関から提出のあった提出書類に記載の不備が無いかどうかを含め内容を確認のうえ、(3)の提出先宛に電子メールで提出。

都道府県・指定都市教育委員会が設置する公立学校、国立大学法人附属学校につ

いては、管理機関（都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人）が直接、提出書類を提出。



() = 提出書類

(6) 申請書等の提出に当たっての留意事項

様式1～様式3のタイトルは、PDFファイル及びExcelファイルのいずれも、以下のとおりとすること。

・公立学校・私立（学校法人立）学校

「(所在する都道府縣市番号、管理機関名)【様式1(本体・別紙)】授業時数特例校指定申請書」

「(所在する都道府縣市番号、管理機関名)【様式2(本体・別紙)】授業時数特例校指定変更申請書」

「(所在する都道府縣市番号、管理機関名)【様式3(本体・別紙)】授業時数特例校指定廃止申請書」

例：「(01 市教育委員会)【様式2(本体・別紙)】授業時数特例校指定変更申請書」

「(01 学校法人 学園)【様式3(本体・別紙)】授業時数特例校指定廃止申請書」

・国立学校・私立（学校設置会社立）学校

「(管理機関名)【様式1(本体・別紙)】授業時数特例校指定申請書」

「(管理機関名)【様式2(本体・別紙)】授業時数特例校指定変更申請書」

「(管理機関名)【様式3(本体・別紙)】授業時数特例校指定廃止申請書」

例：「(国立大学法人 大学)【様式1(本体・別紙)】授業時数特例校指定申請書」

「() 株式会社)【様式2(本体・別紙)】授業時数特例校指定変更申

請書」

電子メールの件名は以下のとおりとすること。

- ・ 公立学校・私立（学校法人立）学校
 - 「（都道府県市番号、文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定申請」
 - 「（都道府県市番号、文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（都道府県市番号、文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定廃止申請」
 - 例：「（01 北海道教育委員会）授業時数特例校指定申請」
 - 「（48 札幌市教育委員会）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（01 北海道私立学校担当）授業時数特例校指定廃止申請」
- ・ 国立学校・私立（学校設置会社立）学校
 - 「（文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定申請」
 - 「（文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定廃止申請」
 - 例：「（国立大学法人 大学）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（ 市）授業時数特例校指定廃止申請」

5 その他留意事項

- (1) 「授業時数特例校制度実施要項」（令和3年7月30日文部科学大臣決定）、特例校通知及び「授業時数特例校制度に関するQ & A（学校・管理機関向け）」の内容を十分に踏まえること。
- (2) 管理機関は、授業時数特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、実施初年度の5月31日を期限として文部科学省に報告することとされているが、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。また、報告後に変更があった場合は、随時、文部科学省に報告すること。

都道府県等の番号一覧

1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県
6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県
36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県
46 鹿児島県	47 沖縄県	48 札幌市	49 仙台市	50 さいたま市
51 千葉市	52 川崎市	53 横浜市	54 相模原市	55 新潟市
56 静岡市	57 浜松市	58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市
61 堺市	62 神戸市	63 岡山市	64 広島市	65 北九州市
66 福岡市	67 熊本市			

授業時数特例校制度関係法令

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第 55 条の 2 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があり、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法第 30 条第 1 項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条又は第 52 条の規定の全部又は一部によらないことができる。

（中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程に準用。）

学校教育法施行規則第 55 条の 2 等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成 20 年文部科学省告示第 30 号）（抄）

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 55 条の 2（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）第 85 条の 2（同令第 108 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 2 の規定に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を次のように定める。

1 次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定の一部又は全部によらないで特別の教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校等」という。）において、当該小学校等又は当該小学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程（以下この項及び次項において単に「特別の教育課程」という。）を編成して教育を実施する必要があり、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校等の教育

の目標に関する規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次項に定める基準を満たしていると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

一 小学校 学校教育法施行規則第 50 条第 1 項、第 51 条（同令第 52 条の 2 第 2 項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第 52 条の 3、同令第 79 条の 9 第 2 項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第 79 条の 12 において準用する同令第 79 条の 5 第 1 項）又は第 52 条の規定 中学校学校教育法施行規則第 72 条、第 73 条（同令第 26 条第 3 項に規定する併設型中学校にあつては同令第 117 条において準用する同令第 107 条、同令第 74 条の 2 第 2 項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第 74 条の 3、同令第 75 条第 2 項に規定する連携型中学校にあつては同令第 76 条、同令第 79 条の 9 第 2 項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第 79 条の 12 において準用する同令第 79 条の 5 第 2 項）又は第 74 条の規定

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第 79 条の 5 第 1 項又は第 79 条の 6 第 1 項において準用する同令第 50 条第 1 項若しくは第 52 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第 79 条の 5 第 2 項又は第 79 条の 6 第 2 項において準用する同令第 72 条若しくは第 74 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

四 略

五 中等教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第 107 条又は第 108 条第 1 項において準用する同令第 72 条若しくは同令第 74 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第 108 条第 2 項において準用する同令第 83 条又は第 84 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定

六 略

2 前項の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 学校教育法施行規則第 52 条、第 74 条、第 84 条又は第 129 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領若しくは特別支援学校高等部学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項（以下この号及び次号において「内容事項」という。）が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合（当該学校の設置者が異なる場合にあつては、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。）にあつては、当該特

- 別の教育課程全体を通じて、内容事項が適切に取り扱われていること。
- 二 特別の教育課程において、内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
 - 三 特別の教育課程において、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
 - 四 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。
- 3 第1項の指定に関して必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日において、現に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第6条の規定による認定を含む。）を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別区域研究開発学校設置事業として、学校教育法施行規則によらないで特別の教育課程を編成することが認められている小学校等は、文部科学大臣が、本告示により当該小学校等を指定したものとみなす。

附 則 （平成28年文部科学省告示第53号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

授業時数特例校制度実施要項

令和3年7月30日
文部科学大臣決定

1 趣 旨

文部科学省は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させ、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するより効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第55条の2（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校（以下「授業時数特例校」という。）に指定する。

2 授業時数特例校の申請

- (1) 特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下「学校」という。）の管理機関（公立の学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国私立の学校にあっては当該学校を設置する者又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、原則として、特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する年度の前年度の12月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に授業時数特例校指定申請書を提出するものとする。
- (2) 学校は、上記の申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

3 授業時数特例校の指定

文部科学省は、授業時数特例校指定申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、学校教育法施行規則第55条の2、学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）第2項に定める基準及び次の各号に定める事項をいずれも満たしていると認めるときは、当該学校を授業時数特例校に指定する。

- 一 教育課程の編成に当たって、各学年における各教科の授業時数について、標

準授業時数（学校教育法施行規則に定める授業時数の標準をいう。）の1割を超えない範囲内の授業時数を減じ、他の教科等の授業時数に充てること

二 標準授業時数を下回って教育課程を編成することができる教科は、次に掲げる学校の種類ごとに定めるものに限ること

イ 小学校 学校教育法施行規則第50条に規定する各教科

ロ 中学校 学校教育法施行規則第72条に規定する国語、社会、数学、理科、音楽（第1学年に限る）、美術（第1学年に限る）、保健体育及び外国語の各教科

ハ 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第79の6第1項において準用する同令第50条に規定する各教科、後期課程にあつては同令第79条の6第2項において準用する同令第72条に規定する国語、社会、数学、理科、音楽（第1学年に限る）、美術（第1学年に限る）、保健体育及び外国語の各教科

ニ 中等教育学校の前期課程 学校教育法施行規則第108条第1項において準用する同令第72条に規定する国語、社会、数学、理科、音楽（第1学年に限る）、美術（第1学年に限る）、保健体育及び外国語の各教科

4 特別の教育課程編成・実施計画の変更

(1) 管理機関は、指定を受けた授業時数特例校の特別の教育課程編成・実施計画を変更する必要があるときは、原則として、特別の教育課程編成・実施計画を変更する年度の前年度の12月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、授業時数特例校指定変更申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。

(2) 学校は、上記の申請に先立ち、原則として、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとする。

5 特別の教育課程編成・実施計画の廃止

管理機関は、指定を受けた授業時数特例校の特別の教育課程編成・実施計画を廃止する必要があるときは、原則として、特別の教育課程編成・実施計画を廃止する年度の前年度の12月31日までに、都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び政令指定都市教育委員会にあつては直接）、授業時数特例校指定廃止申請書を提出し、文部科学省の承認を受けなければならない。

6 実施状況の公表等

(1) 授業時数特例校は、地域や学校の実態に応じて、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するよう、当該学校のウェブサイトにおいて、特別の教育課程の編成

の方針等を，原則として，実施初年度の4月30日までに公表し，特別の教育課程が実施されている間公表を継続するものとする（ただし，特段の事情がある場合はその他の媒体により地域に広く公表するものとする。）。

- (2) 管理機関は，(1)による公表の状況について，実施初年度の5月31日までに，都道府県の教育委員会若しくは知事又は構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を經由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接），文部科学省に報告するものとする。
- (3) 文部科学省は，授業時数特例校における特別の教育課程の実施状況について，報告を求め，又は実地に調査することができる。

7 措置の要求

文部科学省は，特別の教育課程の適正な実施のため必要があると認めるときは，指定を受けた授業時数特例校の管理機関に対し，当該特別の教育課程の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

8 指定の取消

文部科学省は，次の各号のいずれかに該当するときは，授業時数特例校の指定を取り消すことができる。

- 一 管理機関が，4の(1)の規定による特別の教育課程編成・実施計画の変更の承認を受けなかったとき
- 二 授業時数特例校が，6の(1)及び(2)の規定による実施状況の公表等に係る義務を怠ったとき
- 三 授業時数特例校において，特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき

附 則

この大臣決定は，令和3年7月30日から施行する。